令和元年度 滋賀県職員

(判定員・児童福祉司・自立支援員・生活支援員・児童指導員・保育士・ 獣医師・薬剤師・診療放射線技師・歯科衛生士・保健師・ 職業訓練指導員(機械科)・職業訓練指導員(洋裁))採用選考 第1次考査受験案内

(令和2年4月1日採用予定)

令和元年12月17日 滋 賀 県

○ 第1次考査期日および場所

第1日 教養試験および適性検査 令和2年2月2日(日) 大津市内 第2日 論文試験および面接試験 令和2年2月9日(日) 大津市内

○ 受付期間

(持参の場合)

令和元年12月17日(火)~令和2年1月23日(木)

(郵送の場合)

令和元年12月17日(火)~令和2年1月21日(火)(消印有効)

(インターネットの場合)

令和元年12月17日(火)~令和2年1月21日(火)

○ 問合せ先

選考区分	問合せ先
判定員	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局
	健康福祉政策課
自立支援員	大津市京町四丁目1番1号
	電話 子ども・青少年局 (077)528-3550
生活支援員	健康福祉政策課 (077)528-3511
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
	健康福祉政策課
	大津市京町四丁目1番1号
PIC 1 - 1	電話 障害福祉課 (077)528-3541
	健康福祉政策課 (077)528-3511
獣医師	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課
	農政水産部畜産課
	大津市京町四丁目1番1号
	電話 生活衛生課 (077)528-3641
	畜産課 (077)528-3851
薬剤師	滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課
	健康福祉政策課
	大津市京町四丁目1番1号
	電話 薬務感染症対策課 (077)528-3631
	健康福祉政策課 (077)528-3511
診療放射線技師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課
歯科衛生士	健康福祉政策課
四个一种工工工	大津市京町四丁目1番1号
保健師	電話 医療政策課 (077)528-3611
	健康福祉政策課 (077)528-3511
職業訓練指導員	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
(機械科)	大津市京町四丁目1番1号
職業訓練指導員	電話 (077) 528-3751
(洋裁)	

1 選考区分

判定員、児童福祉司、自立支援員、生活支援員、児童指導員、保育士、獣医師、薬剤 師、診療放射線技師、歯科衛生士、保健師、職業訓練指導員(機械科)および職業訓練指 導員(洋裁)

2 採用予定人員および受験資格

採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりとします。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなく なるまでの者
- (2) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

破壊すること	とを主張する政党	党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
選考区分	採用予定人員	受験資格
判定員	2人程度	次のいずれかに該当する者
		(1) 4年制大学において、心理学を専修する学科または
		これに相当する課程(臨床心理学を専攻した者に限
		る。)を修めて卒業後、採用日において2年以上の臨
		床経験(大学院における演習を含む。)を有する者
		で、昭和55年4月2日以降に生まれたもの
		(2) 大学院の修士課程または博士課程前期課程(臨床心
		理学を専攻した者に限る。)を修了し、かつ、採用日
		において2年以上の臨床経験(大学院における演習を
		含む。)を有する者で、昭和55年4月2日以降に生
		まれたもの
児童福祉	3人程度	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3
司		項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者(令和2
		年3月末日までに任用資格を取得する見込みの者を含
		む。) で、昭和55年4月2日以降に生まれたもの
自立支援	2人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年
員		厚生省令第63号) 第82条に規定する児童自立支援専
		門員の資格を有する者(令和2年3月末日までに資格を
		取得する見込みの者を含む。)で、昭和55年4月2日
		以降に生まれたもの
生活支援	1人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第83条に規
員		定する児童生活支援員の資格を有する者(令和2年3月
		末日までに資格を取得する見込みの者を含む。)で、昭
		和55年4月2日以降に生まれたもの

児童指導	4人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に規
員		定する児童指導員の資格を有する者(令和2年3月末日
		までに資格を取得する見込みの者を含む。) で、昭和5
		5年4月2日以降に生まれたもの
保育士	2人程度	児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士の
		登録を受けた者(令和2年3月末日までに登録を受ける
		見込みの者を含む。)で、昭和55年4月2日以降に生
		まれたもの
獣医師	1人程度	獣医師の免許を有する者(令和2年に行われる獣医師国
		家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)
		で、昭和55年4月2日以降に生まれたもの
薬剤師	1人程度	薬剤師の免許を有する者(令和2年に行われる薬剤師国
		家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)
		で、昭和60年4月2日以降に生まれたもの
診療放射	1人程度	診療放射線技師の免許を有する者(令和2年に行われる
線技師		診療放射線技師国家試験を受験し、免許を取得する見込
		みの者を含む。) で、平成4年4月2日以降に生まれた
		もの
歯科衛生	2人程度	歯科衛生士の免許を有する者(令和2年に行われる歯科
士		衛生士国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を
		含む。) で、平成4年4月2日以降に生まれたもの
保健師	4人程度	保健師の免許を有する者(令和2年に行われる保健師国
		家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)
		で、昭和60年4月2日以降に生まれたもの
職業訓練	1人程度	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28
指導員		条に規定する職業訓練指導員免許(機械科)を有する者
(機械科)		(令和2年3月末日までに免許を取得する見込みの者を
		含む。)で、昭和55年4月2日以降に生まれたもの
職業訓練	1人程度	職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員
指導員		免許(洋裁科、洋服科または縫製科のいずれか)を有す
(洋裁)		る者(令和2年3月末日までに免許を取得する見込みの
		者を含む。)で、昭和55年4月2日以降に生まれたも
		0

3 勤務の条件

選考区分	採用の時期	勤務先	給料
判定員	令和2年4月1日	各子ども家庭相談センタ	4年制大学卒の者で月
		ー、精神保健福祉センタ	額210,055円
		一等	(地域手当を含む。)

	Π.		
児童福祉	令和2年4月1日	各子ども家庭相談センタ	社会福祉主事たる資格
司		一等 	を得た後3年間児童福
			祉事業に従事した者で
			月額216,075円
			(地域手当を含む。)
自立支援	令和2年4月1日	淡海学園	4年制大学卒の者で月
員		(児童福祉法第44条の	額207,367円
		規定により県が設置して	(地域手当を含む。)
		いる児童自立支援施設で、	
		職員が児童と起居を共に	
		しながら情緒の安定を基	
生活支援	令和2年4月1日	盤として指導に当たって	短大2卒の者で月額
員		います。)	189,952円
		なお、採用後、淡海学園	(地域手当を含む。)
		以外の福祉施設等におけ	
		る指導業務等に従事する	
		場合があります。	
児童指導	令和2年4月1日	近江学園、各子ども家庭	4年制大学卒の者で月
員		相談センター、淡海学園	額207,367円
		等	(地域手当を含む。)
保育士	令和2年4月1日	近江学園、各子ども家庭	短大2卒の者で月額
		相談センター等	189,952円
			(地域手当を含む。)
獣医師	令和2年4月1日	主として健康医療福祉部	6年制大学卒の者で月
		生活衛生課、各健康福祉	額257,900円
		事務所(保健所)、食肉	(地域手当および初任
		衛生検査所、動物保護管	給調整手当を含む。)
		理センター、農政水産部	
		畜産課、家畜保健衛生所、	
		畜産技術振興センター等	
薬剤師	(1) 薬剤師の免許を	主として健康医療福祉部	6年制大学卒の者で月
	有する者 令和2	薬務感染症対策課、生活	額227,900円
	年4月1日	衛生課、各健康福祉事務	(地域手当を含む。)
	(2) 薬剤師の免許を	所(保健所)、衛生科学	
	取得する見込みの	センター、総合病院、小	
	者 令和2年4月	児保健医療センター、精	
	16日	神医療センター等	

診療放射 線技師	(1)診療放射線技師の免許を有する者令和2年4月1日(2)診療放射線技師の免許を取得する見込みの者令和2年4月16日	主として各健康福祉事務 所(保健所)、総合病院 等	短大3卒の者で月額 196,940円 (地域手当を含む。)
歯科衛生 士	(1) 歯科衛生士の免 許を有する者 令 和2年4月1日(2) 歯科衛生士の免 許を取得する見込 みの者 令和2年 4月16日	主として総合保健専門学校(歯科衛生学科の学生 への教育・指導業務に従事)、各健康福祉事務所 (保健所)、総合病院等	短大3卒の者で月額 196,940円 (地域手当を含む。)、 短大2卒の者で月額 184,792円 (地域手当を含む。)
保健師	(1) 保健師の免許を 有する者 令和2 年4月1日(2) 保健師の免許を 取得する見込みの 者 令和2年4月 16日	主として各健康福祉事務 所(保健所)、精神保健 福祉センター、各子ども 家庭相談センター等	4年制大学卒の者で月 額229,512円 (地域手当を含む。)、 短大3卒の者で月額 223,707円 (地域手当を含む。)
職業訓練 指導員 (機械科) 職業訓練 指導員 (洋裁)	令和2年4月1日	高等技術専門校等	月額201,240円 (地域手当を含む。)

注1 給料の他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の欄に掲げる額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成31年4月1日現在のものです。

2 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考查

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験および適性検査

日時 令和2年2月2日(日) 9時30分(集合時間9時)から13時頃まで

場所 大津市内

※ 第1日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

イ 第2日 論文試験および面接試験

日時 令和2年2月9日(日) 8時40分から17時頃まで

場所 大津市内

- ※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通 知します。
- ※ 第2日に実施する論文試験および面接試験は、教養試験の成績上位 者についてのみ行います。

(2) 方法

大学卒業程度(生活支援員、保育士、診療放射線技師、歯科衛生士および保健師にあっては、短大卒業程度)で、次の方法により行います。

ア 教養試験

- (ア) 生活支援員、保育士、診療放射線技師、歯科衛生士および保健師を除く選考区分 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代 の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解 釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。
- (イ) 生活支援員、保育士、診療放射線技師、歯科衛生士および保健師 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学に関する知識 (知識分野) ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力 (知能分野) について筆記試験を行います。

イ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います(第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)。

ウ 論文試験

識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

工 面接試験

1の選考区分に応じて必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

- ※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります(携帯電話等の使用はできません。)。
- ※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具 (HBの鉛筆等 および消しゴム) を持参してください。
- (3) 結果発表

令和2年2月中旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続

イ(ア)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してくだ さい。また、イ(イ)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査 第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

- (ア) 出願時に必要な書類等
 - a 出願票 1人1通(所定の用紙) 交付場所

交付場所	
選考区分	交付場所
判定員	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局および健康福祉政策課
	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
九里佃仙 미	電話 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局
自立支援員	(077) 528 - 3550
生活支援員	滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課
工值入饭具	(077) 528-3511
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および健康福祉政策課
	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
	電話 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
保育士	(077) 528 - 3541
	滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課
	(077) 528 - 3511
獣医師	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課および農政水産部畜産課
	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
	電話 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課
	(077) 528 - 3641
	滋賀県農政水産部畜産課
	(077) 528 - 3851
薬剤師	滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課および健康福祉政策課
	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
	電話 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課
	(077) 528 - 3631
	滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課
	(077) 528-3511
診療放射線技師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課および健康福祉政策課
	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
歯科衛生士	電話 滋賀県健康医療福祉部医療政策課
	(077) 528-3611
保健師	滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課
	(077) 528-3511
職業訓練指導員	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
(機械科)	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
職業訓練指導員	電話 (077) 528-3751
(洋裁)	

- ※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便は がきの裏面に「令和元年度滋賀県職員(1の選考区分を記入すること。)採 用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求 してください。
- ※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。
- b 郵便はがき 1人 1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)
 - ※ 受験番号等の通知に使用します。
- (イ) 第1次考査受験時に必要な書類等
 - a 履歴書 1人1通(所定の用紙)
 - ※ 用紙は、出願票と同時に交付します。
 - b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)
 - c 受験番号通知 1人1通
 - ※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知 します。 <u>令和2年1月29日(水)までに到着しない場合は、滋賀県総務部人</u> 事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 (077)528-3153

ウ 提出先

選考区分	提出先
判定員	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局または健康福祉政策課
児童福祉司	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
自立支援員	
生活支援員	
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課または健康福祉政策課
保育士	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
獣医師	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課または農政水産部畜産課
	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
薬剤師	滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課または健康福祉政策課
	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
診療放射線技師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課または健康福祉政策課
歯科衛生士	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
保健師	
職業訓練指導員	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
(機械科)	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
職業訓練指導員	
(洋裁)	

工 受付期間

出願票は、令和元年12月17日(火)から令和2年1月23日(木)までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、令和2年1月21日(火)までの消印があるものに限り受け付けます(<u>必ず簡易書留により送付してください</u>。)。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時 に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

- ※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。
- ※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。
- ※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間

令和元年12月17日(火)正午から令和2年1月21日(火)17時まで (システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

- ウ 第1次考査受験時に必要な書類等
 - (ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を 自署すること。)
 - (イ)履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)
 - (ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)
 - (エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)
 - ※ 受験番号を通知するメールは、令和2年1月27日(月)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)。
 - ※ <u>令和2年1月29日(水)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください</u>。

電話 滋賀県総務部人事課 (077)528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

選考区分	職務の例
判定員	児童福祉法に基づく立入調査等
児童福祉司	
自立支援員	
生活支援員	
児童指導員	
保育士	

獣医師	(ア) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく検査	
	(イ)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等	
	に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく許可	
薬剤師	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す	
	る法律に基づく立入調査等	
保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第	
	123号)に基づく入院措置等	
職業訓練指導員	(ア) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練法人の設立等の認	
(機械科)	可	
職業訓練指導員	(イ) 同法に基づく職業訓練指導員免許の取消し	
(洋裁)		

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職

部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案およ び決定に参画する職

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和2年2月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和2年2月下旬に採用の通知をします。